

発行元
 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
 新潟市中央区白山浦1-238-6
 TEL/FAX
 025-383-6335

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

第4回口頭弁論

本年5月16日午後3時より、新潟地方裁判所にて、多くの原告・サポーター、報道関係者らが見つめる中、第4回口頭弁論が開かれました。

東電の回答

東電が「福島第一原発事故の教訓をもとに、本件原発でも津波対策、外部電源確保対策、炉心損傷防止対

策等の安全対策を実施することとしている」と主張していたのに対し、原告らは「①東電は本件原発の再稼働について、安全対策なしでも可能と考えるのか、安全対策実施後に可能と考えるのか。②東電主張の安全対策のうち実施済みのものはどれか。」を明らかにするよう求めていました。

これに対する東電の回答は「①本件原発の運転再開の見通し等を述べる段階にない。②実施済み（本年2月末時点）の安全対策は別紙のとおり。」と、木で鼻をくくったものでした。

裁判所は東電の代理人に「原告らから回答不十分との指摘があるので再検討するように」と指示しました。

原告の意見陳述

原告団・市民の会の共同代表の1人である大西しげ子さん（新潟市）は、母親としての立場から巻原発反対運動に関わった経験、チェルノブイリ原発事故の被害者であるベラルーシの子どもたちを受け入れた経験から、原発事故による子どもたちの甲

状態などの健康被害の恐ろしさを訴えました。そして、東電は、福島第一原発事故で国や東電の情報隠しの結果幼い子どもを被曝させてしまった親たちの後悔と不安、数字にあらわれない悲しみ、人生を狂わされた苦しみに真摯に向き合い、事故を起こした責任を自覚せよ、「原子力は人間を幸せにしたのか」福島をの今を重ねてみよ、と迫りました。

弁護団からの主張

高野義雄弁護士は、活断層評価の近年の知見（40万年前以降の活動の有無を評価すべき）からすれば、本件原発の敷地直下のα、β、V系、F系、L系の各断層はいずれも活断層と評価すべきであり、06年指針（13〜12万年前以降を評価）を基にした東電主張に十分な科学的根拠がないことを説明しました。

大澤理尋弁護士は、東電が策定した基準地震動Ssは福島第一原発事故後の科学的知見を踏まえておらず、陸域活断層が連動すればSsを超えてしまう、Ssは過小評価であることを説明しました。

中村周而弁護士は、日本では電力事業者、規制当局とも具体的なシビアアクシデント（SA）対策を怠ってきた、福島第一原発事故の経験から「電源」と「冷却水」が失われれば容易にSAに至り解決できない、SA対策は不十分で将来見通しもないから原発稼働は許されないことを説明しました。

近藤正道弁護士は、福島原発事故後もネズミの接触による停電、汚染水の漏洩等のトラ



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

各地区集会

2月23日(土)	柏崎地区	参加人数/26人
4月7日(日)	長岡地区	参加人数/200人
5月11日(土)	新発田地区	参加人数/70人
5月17日(金)	魚沼地区	参加人数/28人
5月26日(日)	新潟地区	参加人数/39人
6月26日(水)	県央地区	参加人数/26人
6月29日(土)	上越地区	参加人数/420人

市民の会は、訴訟の内容を広く市民に伝え、会員を拡大するために、新潟県を7つの地区

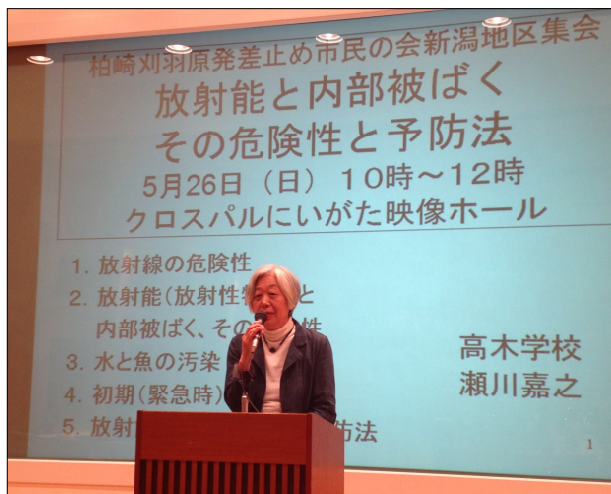
各地で地域集会を開催

ブルを発生させている東電のいう安全対策やSA対策の確立は信用できないと述べました。最後に、伊東良徳弁護士は、国会事故調に対し福島第一原発1号機原子炉建屋4階が真っ暗だと虚偽説明をした東電担当者が担当している本件原発の津波対策など信用できないと述べました。

これらの原告ら主張に対し、東電の代理人は「反論の要否も含めて検討する」と述べました。反論もせず正面からの議論に応じないとすれば、加害者であり訴訟の被告の立場にある者の姿勢として決して許されません。

(県北・新発田、新潟、長岡、県央、柏崎、魚沼、上越)に分けて地区連絡会をつくることにしました。今年の2月から6月までに、7つの地区で集会を開催し、あわせて800人を超える方が集まりました。集会は、地域の会結成総会と位置づけて開催した地域や、原発再稼働反対で大規模な集会とデモ行進を行った地域がありました。

今後も各地域の小規模の集まりに、弁護士や事務局を派遣することも可能です。市民の会の有志で購入した原発事故コミュニケーションソフトもプレゼントできます。市民の会の会員は現在1千3百人弱で、目標の2千人に達していません。今後、運動を大きく盛り上げていくために、市民の会の会員拡大とカンパを改めてお願いします。



新潟地区集会であいさつをする大西しげこ共同代表

第5回口頭弁論期日のご案内

日時：2013年9月12日(木) 午後3時～ 場所：新潟地方裁判所
【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。応募先：水内基成法律事務所(FAX025-225-3148、m-mizu@theia.ocn.ne.jp)
応募締切：2013年9月5日(木) 午後5時(厳守)

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室です。入廷できない方も含め多数のご参加をお願いします。午後2時～裁判前集会(弁護士から裁判の概略をご説明します) 午後4時15分頃～(裁判終了後) 報告集会・記者会見

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思っています。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくをお願いします。